

空き家に付随する農地の取得に関する事務手続要綱

令和元年7月25日豊岡市農業委員会告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、市への移住者が空き家に付随する農地の取得に関し、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条第2項第5号に規定する別段の面積に関する事務手続について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 定住することを目的として転入又は転居しようとする者をいう。
- (2) 空き家 人の居住の用に供するための建築物であつて、現に居住の用に供されていないことが常態であるものをいう。
- (3) 空き家に付随する農地 空き家の所有者又はその法定相続人が権利を有するものの法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (4) 総会 豊岡市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の総会の会議をいう。

(空き家に付随する農地に係る別段の面積)

第3条 移住者が空き家に付随する農地を取得しようとする場合で、法第3条第2項第5号の規定による耕作の事業に供すべき農地の面積が、農業委員会が公示した別段の面積に達しないときは、別段の面積の設定を希望する区域について農業委員会に申し出ることができる。

(申出)

第4条 前条の規定による申出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、別段面積設定区域申出書を農業委員会に提出しなければならない。

2 申出者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家と同時又は空き家取得後1年以内に空き家に付随する農地を取得する者
- (2) 移住者、かつ、取得する空き家を社会生活の拠点として居住する者
- (3) 取得する空き家に付随する農地において就農する者
- (4) 法第3条の権利取得許可の要件を満たすことが見込まれる者

3 第1項の申出は、空き家に付随する農地を一つの区域とみなして別段の面積を0.01アールとして設定するものとし、その区域は、次の各号のいずれにも該当する農地でなければならない。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に規定する農業振興地域の農地

- (2) 空き家の所在する大字の区域内にある農地（農業委員会が認める場合は隣接する大字の区域を含む。）
- (3) 移住者が、継続して耕作するのに相当と認められる面積の農地
- (4) 現に耕作されず、かつ、引続き耕作される見込みがないもの、又は現耕作者が次期以後耕作しない意思を示している農地
- (5) 周辺の地域における農地の農業上の効率的、かつ、総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない農地

（承認等）

第5条 農業委員会は、前条の申出があったときは、総会で内容を確認し、承認又は不承認を議決し、その結果を別段面積設定区域申出に係る結果通知書（以下「結果通知書」という。）により申出者に通知するものとする。

2 農業委員会は、前項の承認をしたときは、速やかに、空き家に付随する農地に係る別段の面積を告示するものとする。

3 申出者は、承認の結果通知書を受けたときは、速やかに、法第3条及び豊岡市農地法施行規程（平成17年農業委員会規程第6号）第2条の規定により空き家に付随する農地の所有権の取得に係る許可を受ける手続をするものとする。

（報告）

第6条 申出者は、農業委員会から法第3条に基づく許可を受け、空き家に付随する農地の所有権移転登記を完了したときは、速やかに、空き家に付随する農地の所有権移転登記完了報告書を農業委員会に提出しなければならない。

（設定区域の解除及び手続）

第7条 農業委員会は、次のいずれかに該当するときは、総会において、空き家に付随する農地に係る別段の面積を解除するものとする。

- (1) 申出者から前条に規定する完了報告書の提出を受けたとき。
- (2) 申出者から設定区域の取消し申し出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農業委員会が適当でないと認めるとき。

2 農業委員会は、前項において、空き家に付随する農地に係る別段の面積を解除したときは、速やかに、告示するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は令和元年7月29日から施行する。